

第7号議案

豊後大野市高齢者生活福祉センター条例等の一部改正について

豊後大野市高齢者生活福祉センター条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成31年2月25日 提出

豊後大野市長 川野文敏

提案理由

公共施設の見直しに伴い、豊後大野市千歳高齢者生活福祉センター、デイサービスセンター創寿苑及び千歳高齢者生活福祉センター創寿苑並びに千歳在宅介護支援センターを廃止したいので、この案を提出するものである。

豊後大野市高齢者生活福祉センター条例等の一部を改正する条例

(豊後大野市高齢者生活福祉センター条例の一部改正)

第1条 豊後大野市高齢者生活福祉センター条例(平成17年豊後大野市条例第147号)の一部を次のように改正する。

第3条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第4条中「前条第1項から第3項までの各号」を「前条第1項各号及び第2項各号」に改める。

別表豊後大野市千歳高齢者生活福祉センターの項を削る。

(豊後大野市指定通所介護事業所条例の一部改正)

第2条 豊後大野市指定通所介護事業所条例(平成17年豊後大野市条例第143号)の一部を次のように改正する。

別表デイサービスセンター創寿苑の項を削る。

(豊後大野市高齢者生活支援ハウス条例の一部改正)

第3条 豊後大野市高齢者生活支援ハウス条例(平成17年豊後大野市条例第148号)の一部を次のように改正する。

別表第1千歳高齢者生活福祉センター創寿苑の項を削る。

別表第2千歳高齢者生活福祉センター創寿苑の項を削る。

(豊後大野市在宅介護支援センター条例の一部改正)

第4条 豊後大野市在宅介護支援センター条例(平成17年豊後大野市条例第141号)の一部を次のように改正する。

別表千歳在宅介護支援センターの項を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。